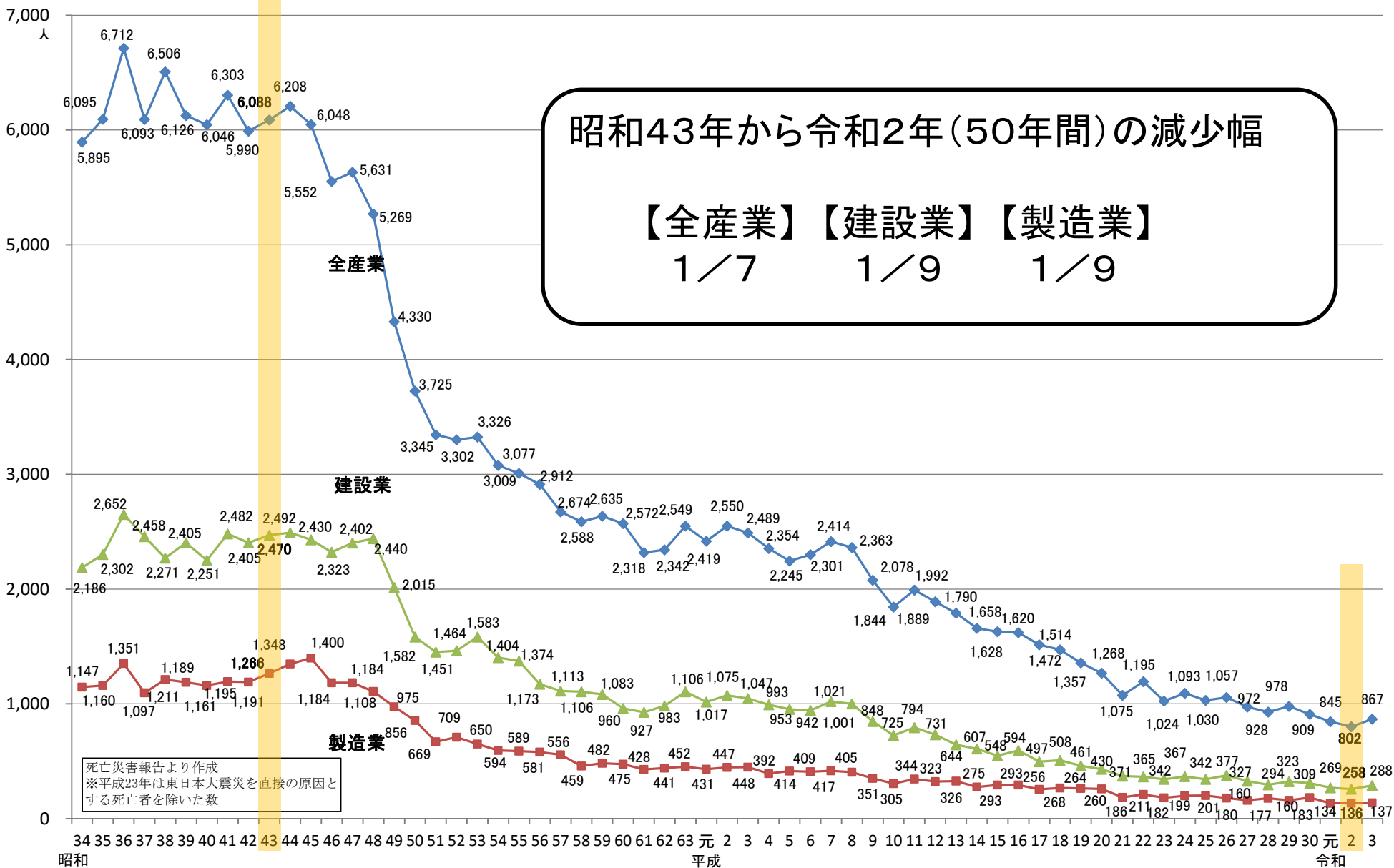


建設工事における労働災害防止対策

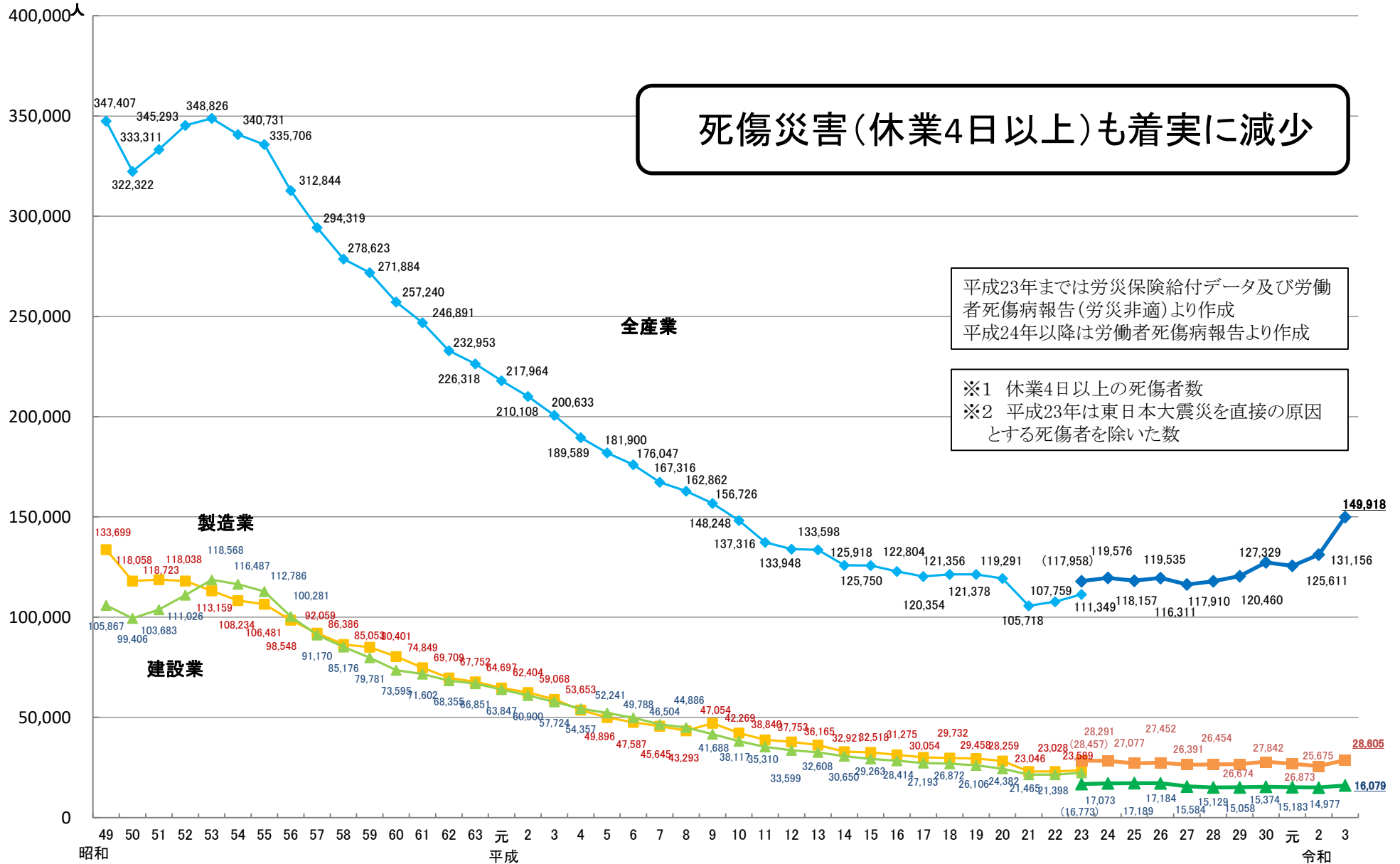
令和4年10月



死亡災害発生状況の推移

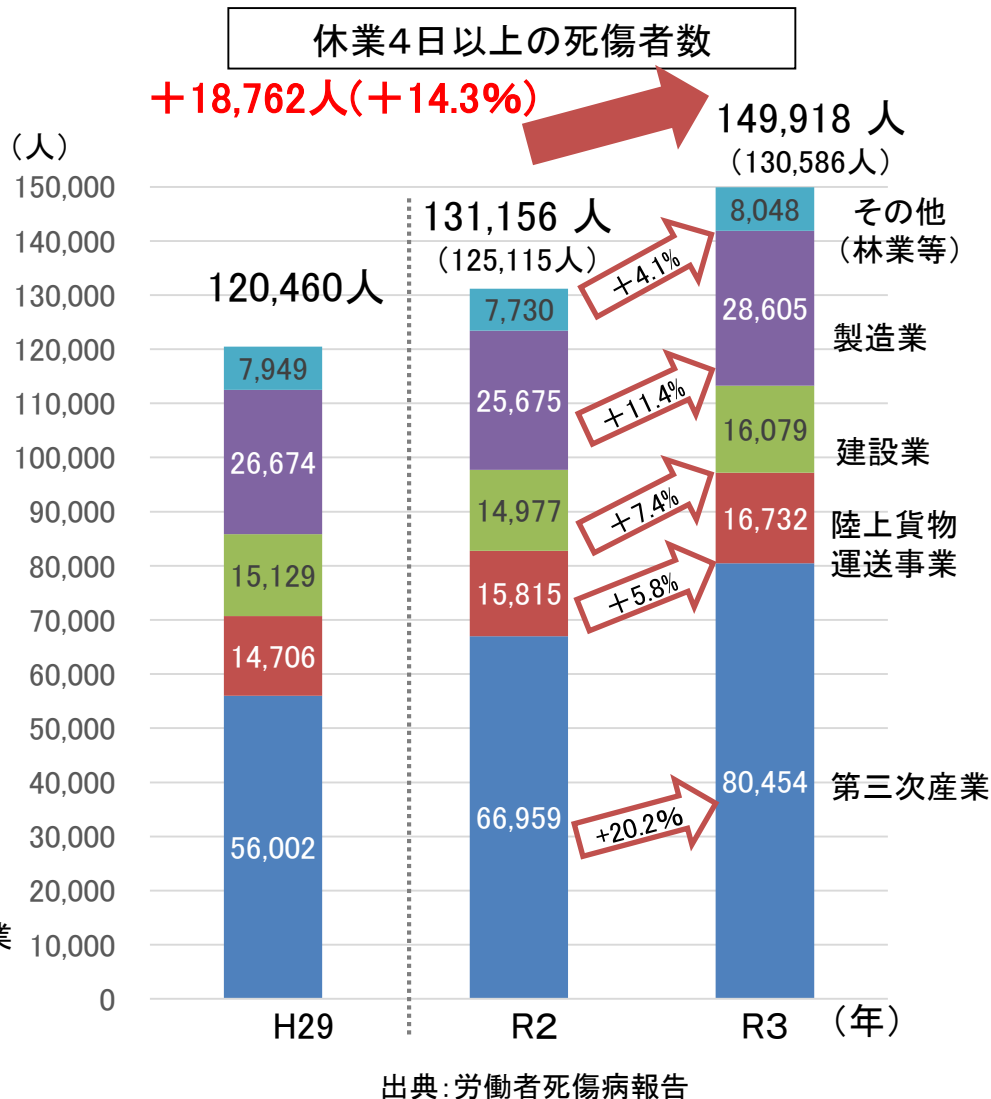
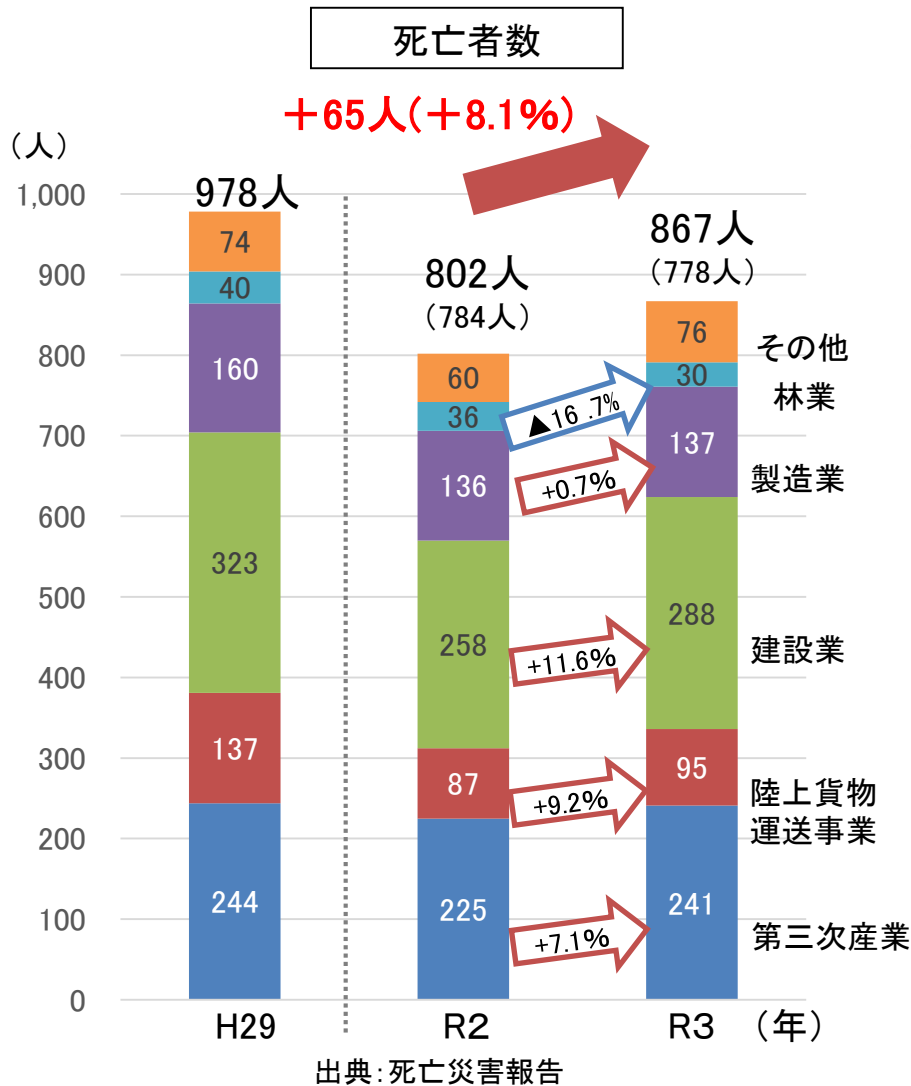


死傷災害発生状況の推移



令和3年 業種別労働災害発生状況(確定値)

- 令和3年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和4年4月7日までに報告があったものを集計したもの
- 第13次労働災害防止計画において、平成29年と比較して令和4年までに死亡者数は15%以上の減少、死傷者数は5%以上の減少を掲げている。



※ ()内は新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

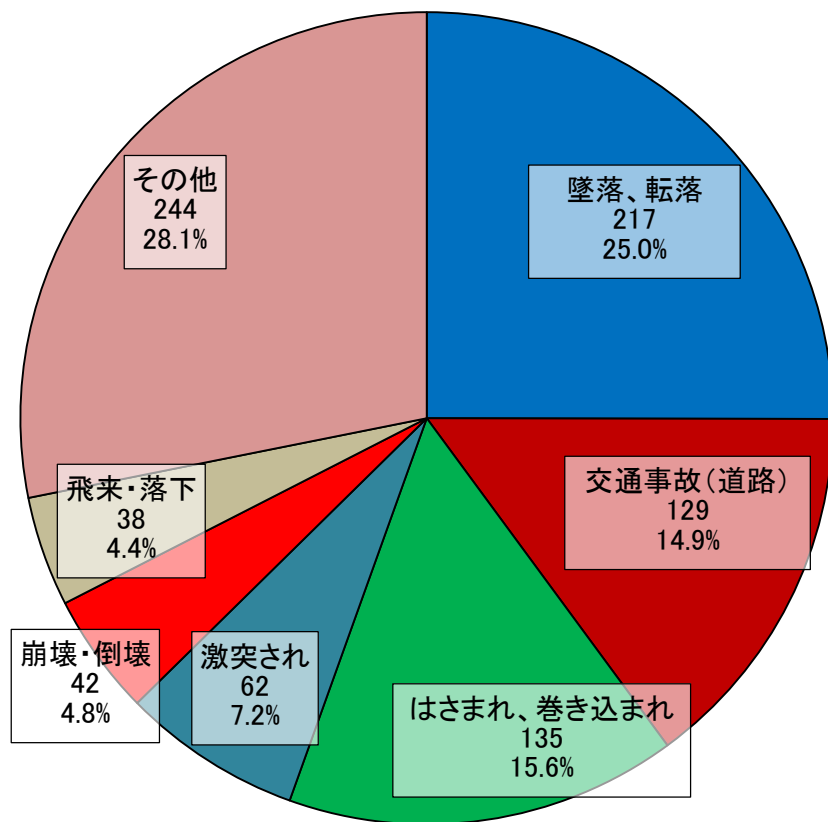
新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害発生状況は以下のとおり。

(死亡者数) 令和3年 89人、令和2年 18人、(休業4日以上の死傷者数) 令和3年 19,332人、令和2年 6,041人

令和3年 事故の型別労働災害発生状況(確定値)

死亡者数

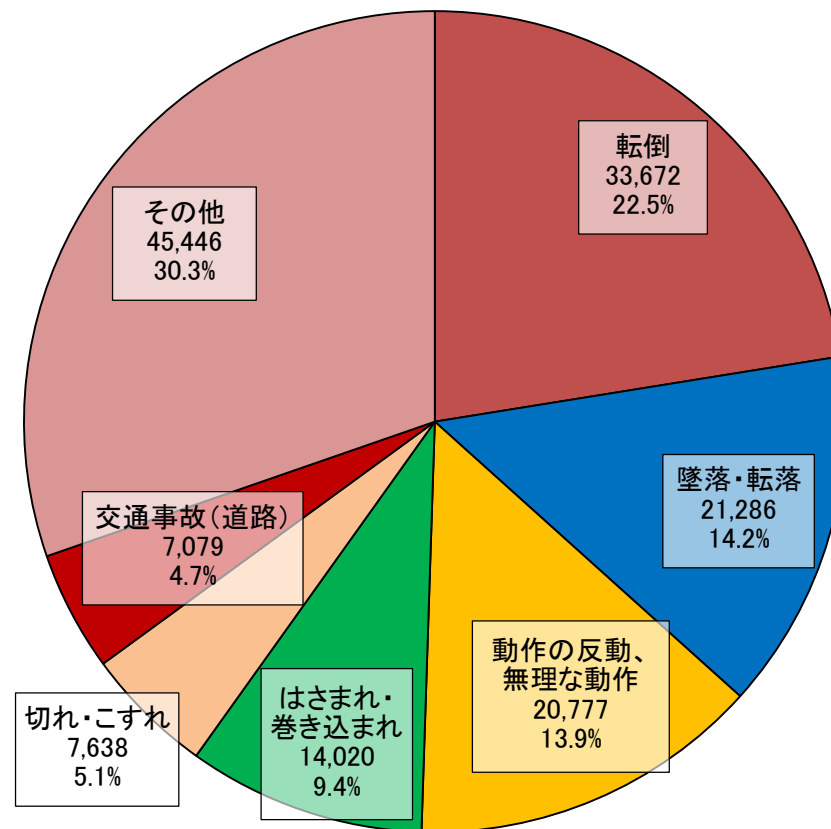
867人(前年比+ 8.1%)



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷者数

149,918人(前年比+ 14.3%)



出典：労働者死傷病報告

建設業における労働災害の発生状況

建設業における墜落・転落災害防止については、災害防止計画^(注1)の最重点対策として、取り組んでいる

(注1)労働安全衛生法に基づく「第13次労働災害防止計画」(平成30年度～令和4年度)において、計画の重点事項の一丁目一番地に「建設業における墜落・転落災害等の防止」を位置づけ、死亡者数を平成29年と比較して、令和4年までに15%以上減少させることを目標としている。

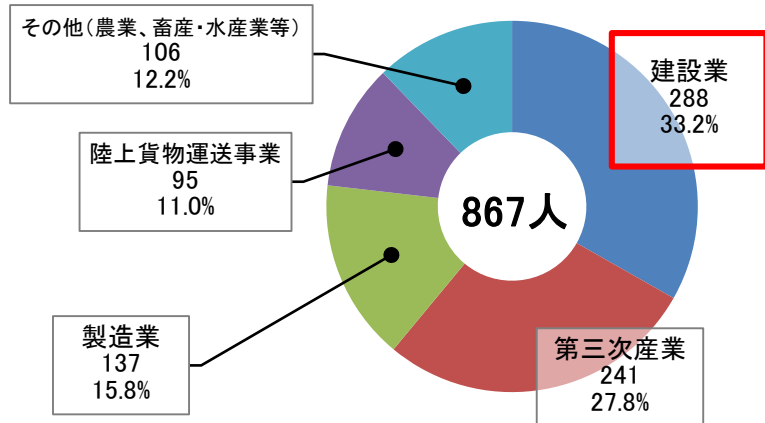
建設業における死亡災害数、そのうち墜落・転落災害による死亡災害数 (資料出所:死亡災害報告(厚生労働省))

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H30/R1 | R2 | R3 | 前年比較 | H29年比較 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----------------|-----------------|
| 死亡災害 | 430 | 371 | 365 | 342 | 367 | 342 | 377 | 327 | 294 | 323 | 309 | 269 | 258 | 288 | +30人 11.6%増加 | ▲35人 10.8%減少 |
| 墜落・転落災害 | 172 | 147 | 159 | 154 | 157 | 160 | 148 | 128 | 134 | 135 | 136 | 110 | 95 | 110 | +15人 15.7%増加 | ▲25人 29.6%減少 |

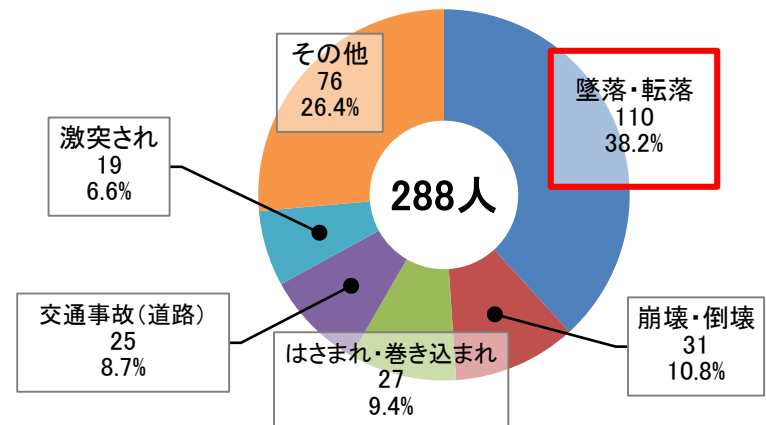
建設業における死傷災害数、そのうち墜落・転落災害による死傷災害数 (資料出所:労働者死傷病報告より作成(厚生労働省))

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H30/R1 | R2 | R3 | 前年比較 | H29年比較 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------------|-----------------|
| 死傷災害 | 17,073 | 17,189 | 17,184 | 15,584 | 15,058 | 15,129 | 15,374 | 15,183 | 14,977 | 16,079 | +1,102人 7.4%増加 | +950人 6.3%増加 |
| 墜落・転落災害 | 5,892 | 5,983 | 5,941 | 5,377 | 5,184 | 5,163 | 5,154 | 5,171 | 4,756 | 4,869 | +113人 2.4%増加 | ▲294人 5.7%減少 |

死亡災害の業種別内訳(令和3年)



建設業の死亡災害の事故の型別内訳(令和3年)



令和3年一人親方等の死亡災害発生状況概要

一人親方とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業(大工、左官、とび職人など)等の事業を行うことを常態とする方であり、一人親方等とは、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者を含みます。

このため、一人親方等は労働者ではありませんので、労働災害統計の「死亡災害発生状況」には含まれません。

表1. 工事の種類別 災害発生状況

| | 一人親方等 | |
|--------------------|-----------|-----------|
| | 一人親方 | |
| 土木工事 | 11 (8) | 3 (2) |
| 建築工事 | 62 (65) | 38 (42) |
| 鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事 | 6 (14) | 4 (9) |
| 木造家屋建築工事 | 22 (23) | 16 (16) |
| その他の建築工事 | 34 (28) | 18 (17) |
| その他の建設工事 | 18 (16) | 9 (11) |
| 分類不能・不明 | 3 (8) | 1 (2) |
| 総計 | 94 (97) | 51 (57) |

表2. 事故の型別/起因物別 災害発生状況

| | 一人親方等 | |
|----------------|-----------|-----------|
| | 一人親方 | |
| 墜落、転落 | 62 (63) | 38 (44) |
| 足場 | 17 (13) | 11 (10) |
| 屋根、はり、もや、けた、合掌 | 15 (20) | 10 (15) |
| はしご等 | 11 (8) | 7 (5) |
| 建築物、構築物等 | 3 (9) | 1 (5) |
| 作業床、あゆみ板 | 3 (4) | 1 (4) |
| 掘削用機械 | 3 (2) | 1 (1) |
| 崩壊、倒壊 | 7 (4) | 1 (1) |
| 激突され | 6 (1) | 1 (1) |
| 飛来、落下 | 4 (3) | 3 (0) |
| はさまれ、巻き込まれ | 3 (5) | 2 (1) |
| 転倒 | 3 (3) | 1 (1) |
| その他 | 9 (18) | 5 (9) |
| 合計 | 94 (97) | 51 (57) |

※表2の「墜落・転落」の起因物は、主なものを抜粋。

- * 厚生労働省調べ(都道府県労働局・労働基準監督署が把握したものを集計)
- * 「一人親方等」の「等」は、中小事業主(38名)、役員(4名)、家族従事者(1名)である。
- * 死亡者数。()内は令和2年数値。

第13次労働災害防止計画について

安全衛生を取り巻く状況と計画の目標

(労働災害の発生状況)

死亡災害: 978人、前年同期比5.4%増(平成29年確定値)

死傷災害: 120,460人、同2.2%増(平成29年確定値)

(第13次労働災害防止計画の目標)

○ 全体目標

死亡災害: 15%以上減少

死傷災害: 5%以上減少

○ 業種別目標

建設業、製造業、林業: 死亡災害を15%以上減少

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店:

死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少

○ その他の目標(括弧内に現状を記載)

・仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上(71.2%: 2016年)

・メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%: 2016年)

・ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上(37.1%: 2016年)

・化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上(ラベル表示60.0%、SDS交付51.6%: 2016年)

・第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して2022年までに死傷年千人率で5%以上減少

・職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少

第13次労働災害防止計画の重点事項ごとの具体的取組

○ 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- ・建設業における墜落・転落災害等の防止
- ・製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
- ・林業における伐木等作業の安全対策

○ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- ・労働者の健康確保対策の強化
- ・過重労働による健康障害防止対策の推進
- ・職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

○ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- ・災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応
- ・高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

○ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- ・疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

○ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・石綿による健康障害防止対策
- ・電離放射線による健康障害防止対策

○ 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- ・企業のマネジメントへの安全衛生の取込み
- ・労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- ・企業単位での安全衛生管理体制の推進

○ 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

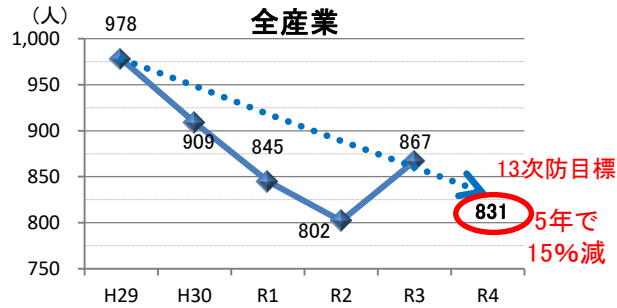
- ・安全衛生専門人材の育成
- ・労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用

○ 国民全体の安全・健康意識の高揚等

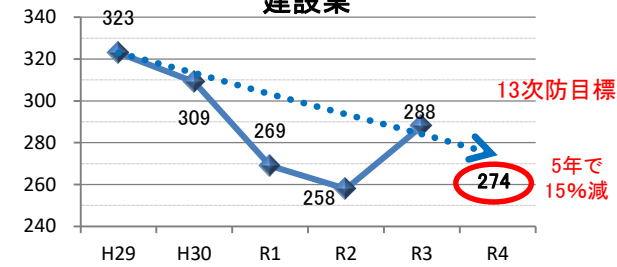
- ・高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
- ・科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

第13次労働災害防止計画の進捗状況(令和3年確定値)

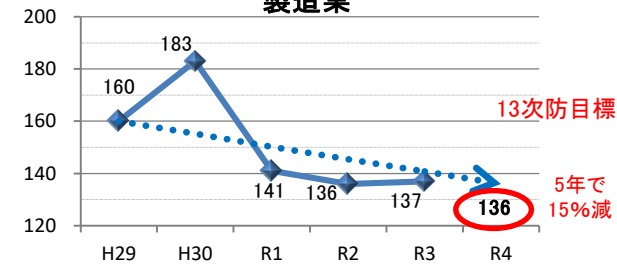
死亡者数



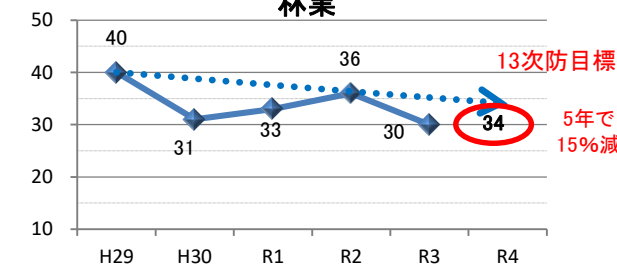
建設業



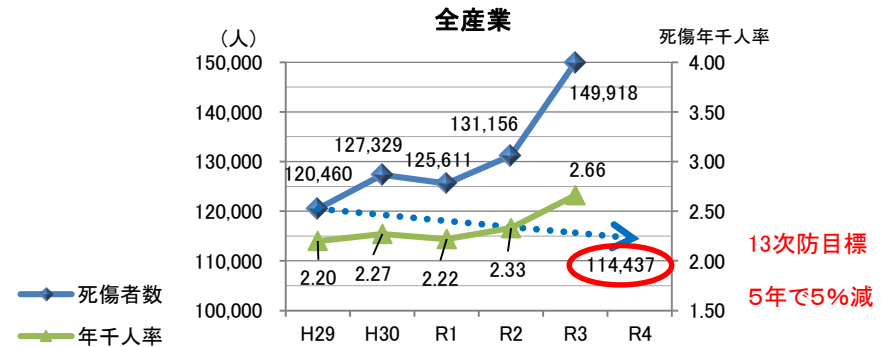
製造業



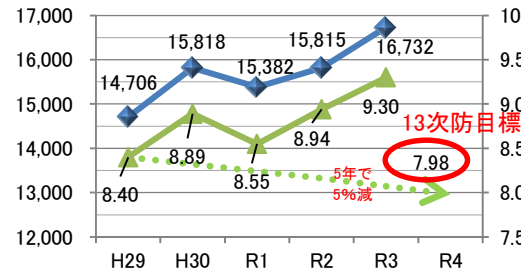
林業



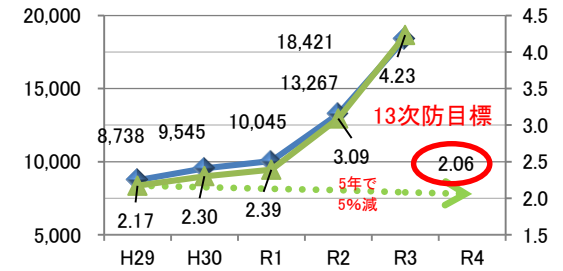
休業4日以上の死傷者数



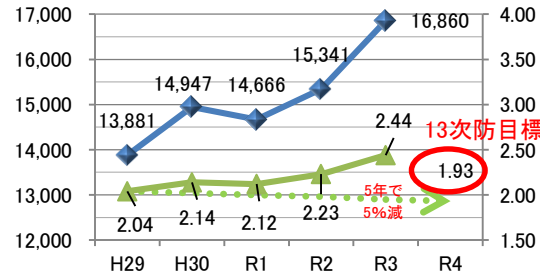
陸上貨物運送事業



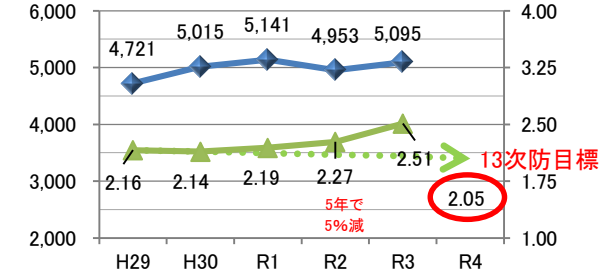
社会福祉施設



小売業



飲食店



労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の概要

1. 目的

- 労働災害防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保することを目的とする。

2. 事業者、労働者の責務

- 最低基準の遵守のみならず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保することを事業者の責務として規定。
- 労働災害防止のための必要な事項を守ること等を労働者の責務として規定。
- 建設工事の請負契約の注文者等が、施行方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を附さないように配慮することを規定。

3. 労働災害防止計画

- 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聴いて、労働災害防止のための主要な対策に関する事項等を定めた計画を策定しなければならない。

4. 安全衛生管理体制

- 安全衛生管理のため、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任や安全委員会・衛生委員会等の設置を義務付け。

5. 事業者等の講ずべき措置

- 労働災害を防止するために事業者が講ずべき具体的措置(※)として、以下を規定。

- ・ 危険防止措置や健康障害防止措置
- ・ 健康保持増進措置
- ・ リスクアセスメント(危険性・有害性等の調査等) 等

※ 詳細な内容については、法律に基づき、労働安全衛生規則等において網羅的に規定。

- 元方事業者等による関係請負人の労働者の労働災害防止のための措置
- 危険な機械等や危険・有害な化学物質に関する規制

6. その他

- 労働基準監督官等による監督等

建設業における安全対策の概要

労働安全衛生法での建設業の安全対策

| | | | | | |
|---------|----------------|---|--------------------------|--|----------|
| 労働安全衛生法 | 発注者 | 施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮等 | | | |
| | 元請事業者 | 元請・下請事業者の労働者の混在作業による労働災害を防止するための連絡調整、指導、設備・機械等の安全確保 | | | |
| | 事業者 (下請事業者) | 有資格者・作業主任者※ ₁ の配置(就業制限等) | 特別教育※ ₂ 等安全教育 | 高所作業の安全対策 建設機械等の安全対策 掘削作業等の安全対策 工事中仮設物の安全対策 | 工事の計画の届出 |
| | 国 | 労働基準監督官等による監督等 | | | |

※1 移動式クレーン運転士免許、足場の組立等作業主任者 等
 ※2 ずい道等の掘削、覆工等の業務に係る特別教育 等

第13次労働災害防止計画※₃での重点対策

- **墜落・転落災害防止対策** 墜落転落災害防止対策の充実強化、フルハーネス型等、適切な墜落制止用器具の使用の徹底
- **オリパラ施設工事における対策** 安全衛生対策協議会を通じた労働災害防止対策の徹底
- **解体工事対策** 解体工事の安全対策、アスベスト暴露防止対策
- **建設職人基本法に基づく対策** 一人親方等に対する安全衛生教育の実施、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上支援等

※3 労働安全衛生法第6条に基づき、厚生労働大臣が定める5カ年計画。第13次の計画は平成30年度から平成34年度まで

建設業に係る安衛法令の体系(参考)

建設現場では、関係請負人が輻輳して作業を行うという特殊性から、発注・請負関係に基づき、発注者や元方事業者にも危険を防止するための措置として、受注者に対する配慮、関係請負人に対する指導、協議組織の設置などを義務付けている。

発注者の義務

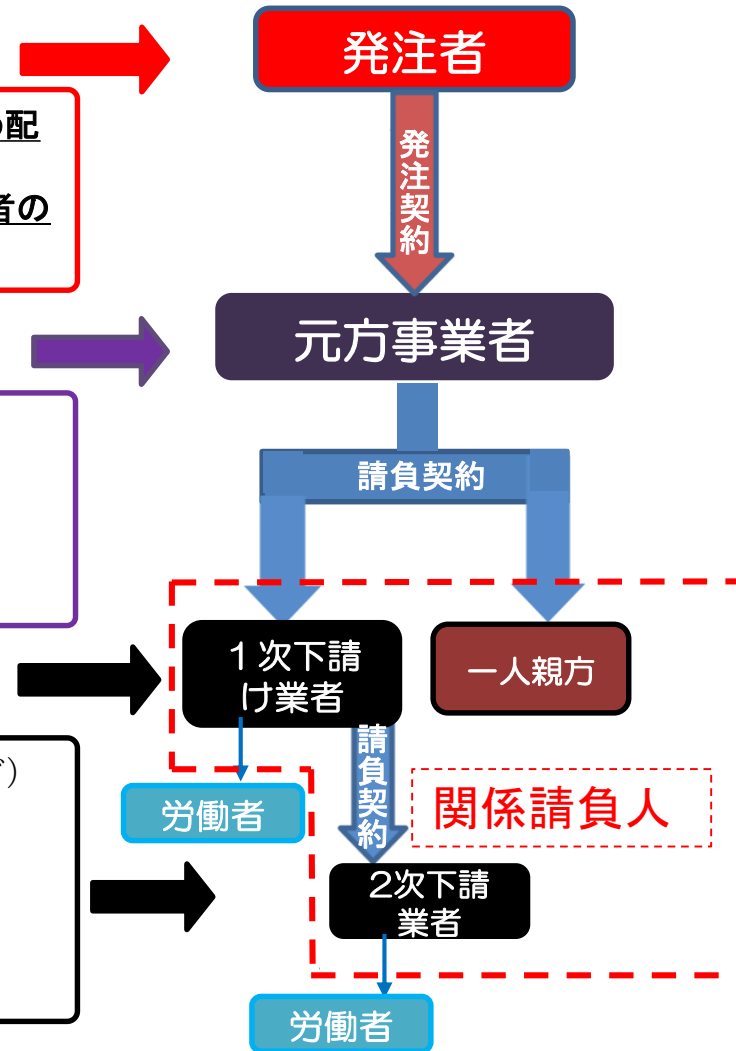
- ① 施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮 (法第3条第3項)
- ② 一の場所で、二以上の元請事業者[※]に請け負わせている(分割発注)場合、元請事業者のうちから、統括安全衛生管理を講ずべき者を指名 (法第30条第2項)

元方事業者等の義務

- 関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないよう指導 (法第29条)
- 重層下請による労働者の混在作業によって生ずる労働災害防止のため、
 - ・ 協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、作業場所の巡視
 - ・ 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導・援助等の実施 (法第30条)
- (請負人の労働者に使用させる場合の) 足場、クレーン等の安全確保 (法第31条)

労働者を雇う事業者の義務

- 機械等の安全対策 (クレーン、玉掛け、車両系建設機械、車両系荷役運搬機械 など)
- 足場、通路、作業構台などの安全対策 (墜落・転落防止対策など)
- 危険物・有害物による危険・健康障害防止対策 (化学物質の管理、ばく露防止など)
- リスクアセスメントの実施
- 労働者への安全衛生教育 (雇入れ時教育、特別教育など)
- 健康診断の実施 (一般健康診断、特殊健康診断) など



令和4年度 建設業における安全衛生対策【概要】

1. 安全対策

- 1 足場等からの墜落・転落防止対策
- 2 はしご等からの墜落・転落防止対策
- 3 墜落制止用器具の適切な使用
- 4 建設工事の現場等における荷役災害防止対策
- 5 転倒災害の防止
- 6 交通労働災害防止対策
- 7 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
- 8 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策
- 9 専門工事業者等の安全衛生活動支援事
- 10 高年齢労働者等の労働災害の防止
- 11 外国人労働者に対する労働災害防止対策
- 12 一人親方等の安全衛生対策
- 13 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策
- 14 伐木等作業の安全対策
- 15 安全な建設機械の普及
- 16 建設工事関係者連絡会議の運営等
- 17 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

2. 労働衛生対策・化学物質対策

- 1 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策
- 2 熱中症対策
- 3 じん肺予防対策
- 4 騒音障害防止対策
- 5 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進
- 5 剥離剤による健康障害防止対策
- 6 化学物質による健康障害防止対策
- 7 石綿健康障害予防対策
- 8 危険有害な作業を行う場合の請け負わせる一人親方等への措置

3. 共通的な対策等

- 1 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 2 建設業における安全衛生教育の推進
- 3 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進

(関連通達)

「令和4年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)」(R3.3.30付け 基安安発0330第2号、基安労発0330第1号、基安化発0330第1号)

⇒下線部の項目について、次ページから説明

墜落・転落災害等防止対策推進事業

(※)平成23年度から実施

(1-1関係)

- 建設業では依然として墜落・転落災害が多発しており、災害による死亡者の約4割、死傷者の約3割を占めている。
- 特に足場からの墜落・転落災害を防止するためには、労働安全衛生法令の遵守と併せて、墜落防止効果の高い手すり先行工法などの「より安全な措置」等(※)を一層普及していく必要がある。
- 現在、厚生労働省では、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を開催し、墜落・転落災害防止に係る実効性のある対策の検討を行っており、今後、検討結果等を踏まえ、墜落・転落災害防止に係る実効性のある対策について普及を図る必要がある。
- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき、平成29年に閣議決定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」においても、災害の撲滅に向けて、一層、実効性のある対策を講ずることとされており、同計画においても対応を求められている。

(※)「より安全な措置」等は「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(安全衛生部長通達)で示している措置

(事業概要)

①現場の診断・支援 (全国400現場)

- 建設現場を訪問し、設置されている足場の安全措置について診断。
- 診断結果に基づき手すり先行工法等の「より安全な措置」等について技術的な助言・指導。
- 説明資料の周知

②研修会の開催 (全国47カ所、WEB)

- 手すり先行工法等の「より安全な措置」
- 足場の組立図の作成
- 足場点検の手法等を周知し、普及させるための研修会を開催。
- 説明資料の周知

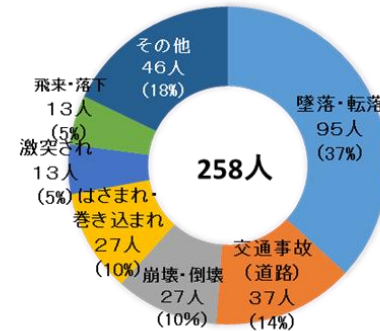
③説明資料の作成(25万部)

安全な足場の普及により、足場からの墜落・転落災害が減少

建設業における死亡災害数及び墜落・転落災害の内訳

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H30/R1 | R2 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 死亡災害 | 430 | 371 | 365 | 342 | 367 | 342 | 377 | 327 | 294 | 323 | 309 | 269 | 258 |
| 墜落・転落災害 | 172 | 147 | 159 | 154 | 157 | 160 | 148 | 128 | 134 | 135 | 136 | 110 | 95 |

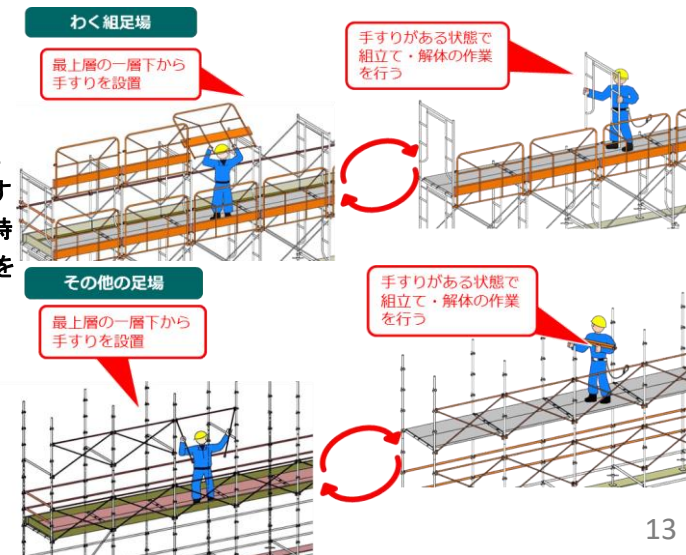
令和2年の建設業における事故の型別内訳(死亡)



建設業の死亡災害のうち、墜落・転落災害は4割弱(37%)を占めている。

(参考)手すり先行工法とは

手すり先行工法とは、足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法。

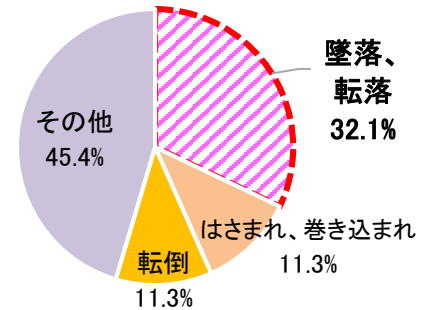


「墜落・転落」×「はしご等」災害に対する対策（建設業）

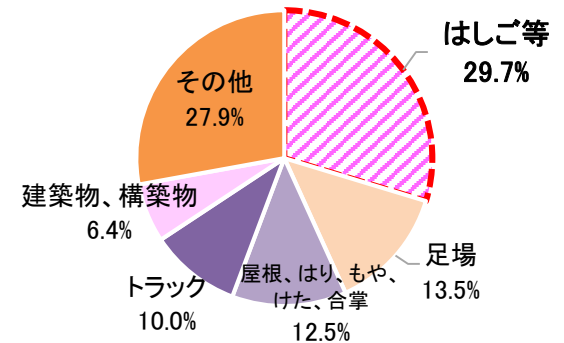
（1-2関係）

《労働災害統計（令和元年確定値）》

事故の型（建設業）



起因物（建設業×墜落転落）



建設業休業4日以上労働災害「墜落転落」×「はしご等」

- 建設業の休業4日以上労働災害のうち、「墜落・転落災害」が全体の3割を超え、そのうち「はしご等」とする災害は、3割程度となり、「足場」の2倍程度である。

災害が発生すると療養は長期化、負傷箇所によっては死亡災害につながる

- 災害が発生すると骨折等の重傷を負い、療養期間も長期化しやすい
- 負傷箇所が「頭蓋部」「頸部」で死亡災害が発生しやすい。

業種全体における「墜落転落」×「はしご等」

- 平成29年時点においても業種全体として、対策の必要な分野として、対策を求めてきたが、はしご等からの墜落転落災害の減少傾向は見られていない。（平成23～27年（平均）23%、令和元年23%）

「はしご等」からの墜落転落が多いという現場の感覚

- 建設関係者から、はしご等からの墜落・転落災害が多発しているという声あり

⇒ **墜落、転落災害のうち、「はしご等」の災害に対する対策が必要！！**

- ①「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう」のリーフレット（H29.3）を活用し、はしご等からの墜落・転落災害を発生させた事業者に対する再発防止対策の構築を指導
- ②リーフレット（チェックリスト形式）（R3.3）を活用した自主点検の促進

（参考）本省：令和3年度行政要請研究「低所（2m未満）からの墜落による頭部等への衝撃に関する研究」を実施
→結果がとりまとまり次第、対策等を検討する予定

「墜落・転落」×「はしご等」災害に対する対策（建設業）

（1－2関係）

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年 月 日

天気（晴・曇・雨・雪）

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- （はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典「シリーズ」ここが危ない 業務作業 中央労働安全衛生局編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年 月 日

天気（晴・曇・雨・雪）

現場名

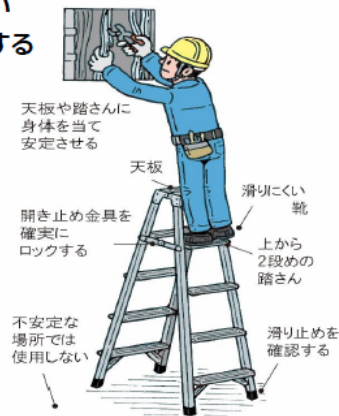
確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する（3段目以下がよりよい）
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



不安定な場所では使用しない

高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

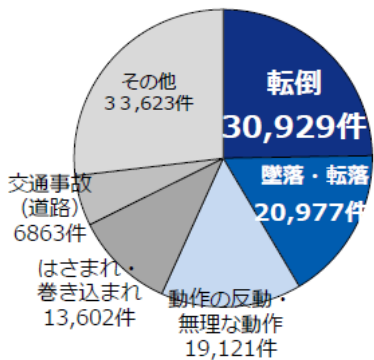
「転倒」災害に対する対策①

(1-5関係)

事業主の皆さまへ

安全・安心な職場づくり に取り組みましょう

職場における労働災害（年間125,115件）



出典：令和2年 労働者死傷病報告より
(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

職場での転倒災害の状況



出典：令和2年 労働者死傷病報告より

安全・安心な職場づくりのために、裏面の対策に取り組みましょう

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare



安全・安心な職場づくりのため 転倒防止の対策に取り組みましょう

作業場所の
整理整頓



作業場所の
清掃



毎日の運動



危険箇所の
見える化



手すりの
設置



滑りにくい
靴の着用



厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

従業員が安全・安心して働くために

整理・整頓 清掃・清潔

見た目にきれいだけでなく、つまづいたり転んだりすることも減りました



厚生労働省のホームページで4S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。



危険の見える化

危険の原因が誰から見てもわかるので、事故やケガが減りました

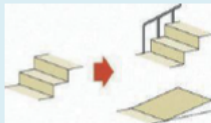


職場のあんげんサイト『危険箇所の表示等の危険の「見える化」』を参考にしてください。



設備の改善

滑らず蒸れない靴のおかげで快適！
手すりの設置や段差を改修して安心！



職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。



転倒・腰痛 予防体操

足を前に

足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



あなたの職場は大丈夫？ 転倒の危険をチェックしてみましょう！

| チェック項目 | | <input type="checkbox"/> |
|--------|---------------------------------------|--------------------------|
| 1 | 通路、階段、出口に物を放置していませんか | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか | <input type="checkbox"/> |
| 7 | ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか | <input type="checkbox"/> |
| 8 | ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 転倒を予防するための教育を行っていますか | <input type="checkbox"/> |

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策

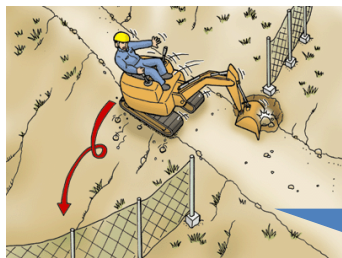
出所：職場の安全サイト

(1-8関係)

- 車両系建設機械を運転中に機械と一緒に墜落・転落し、運転者が死亡した災害が、令和3年に10件発生している。すべての災害が不安定の場所から崖下、河川、調整池等に墜落・転落したものであった。
- 労働者に車両系建設機械を使用させる場合は、安衛則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、転倒又は転落により労働者に危険が生じるおそれのある場合は、誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講じること。

ドラグ・ショベルが山道から転落

ドラグ・ショベル(機体質量1.5t、履帯全幅1m、以下「DS」という。)を用いた掘削作業をAの指示のもと行っていたが、作業終盤にAがその場を離れた直後、DSごと路肩から谷側に転落し、DSから振り落とされ、DSの下敷きになって死亡した。山道は幅員1.6mでコンクリート舗装されていたが、約8度勾配があった。



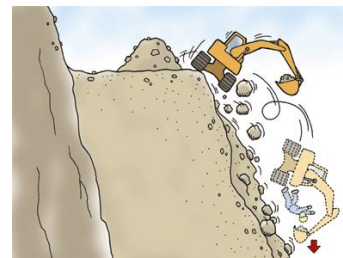
対策

作業計画なし

- ・車両系建設機械の**転落の防止措置**を講じること。
- ・車両系建設機械を使用するときには常時**誘導者を配置**すること

土砂の除去作業中に路肩から転落

原石の積み込み場から約70mの高さのところにDS2台を乗り入れて、堆積土砂を崖下に落とす作業をしていたところ、被災者がDSごと崖下に転落し、DSから投げ出され死亡した。崩壊しやすい状態にあった路肩に近寄りすぎてDSごと約70m下に転落したものと推定される。



対策

作業計画なし

- ・車両系建設機械の**転落の防止措置**を講じること。
- ・車両系建設機械を使用するときには常時**誘導者を配置**すること

建設業における外国人労働者の安全衛生対策の確保

(1-11関係)

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた競技施設の建設や、首都圏を中心としたインフラ整備、再開発等の建設投資が増大。
 - 一方、新卒者は建設業にそれほど入職せず、若年労働者は減り続けている。
 - この不足を補うために「外国人建設就労者」の就労が進んでいる。
 - これに伴い、労働者死傷病報告で把握できた外国人労働者の労働災害は増加傾向。
 - 平成31年4月に、新たな在留資格(特定技能)が創設され、建設業を含む14分野(※)で外国人材の受入れが始まり、一層、外国人労働者の労働災害防止対策の推進が必要。
- (※)介護業、ビルクリーニング業、素材形産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・船用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食品製造業、外食業

外国人労働者が安全で安心して働く職場環境の整備が喫緊の課題
→ 外国人労働者に対して適切な安全衛生教育等が実施できるよう事業者に対する指導・支援が必要

外国人労働者向け安全衛生教育用教材の作成

※令和元(平成31)年度実施

リーフレット・視聴覚教材等の作成(建設業)

特定技能外国人労働者の受入れ**11業務に関連する主な作業(約50作業)**について、日本語のほか10言語でリーフレット・視聴覚教材を作成。

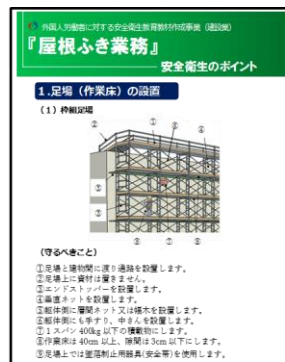
※ 建設業では、①型枠施工業務、②左官業務及び内装仕上げ業務、③コンクリート圧送業務、④トンネル推進工業務、建設機械施工業務及び土工業務、⑤屋根ふき業務、⑥電気通信業務、⑦鉄筋施工業務及び鉄筋継手業務の7業務で教材を作成。

各業務ごとにそれぞれの業務で実施される作業のテキスト(5作業程度)と共通テキスト(建設現場一般、メンタルヘルス対策、熱中症対策、電離放射線障害防止対策)を作成。

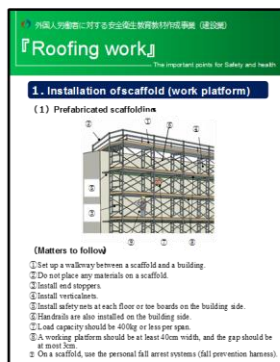
【言語】10言語(英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、カンボジア語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語及びモンゴル語)

・建設業に従事する外国人労働者向け教材(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10973.html#JAPANESE



日本語テキスト



英語テキスト



ベトナム語テキスト

一人親方に対する安全衛生に関する知識習得等の支援について

(1-12関係)

○「建設業の一人親方に対する安全衛生教育支援事業」(委託事業)の実施(平成30年度～)

・一人親方に対する安全衛生教育(研修会)の実施(平成30年度～)

令和2年度実績:全国で開催21回、受講者数736人

令和3年度(予定):受講者数630人程度

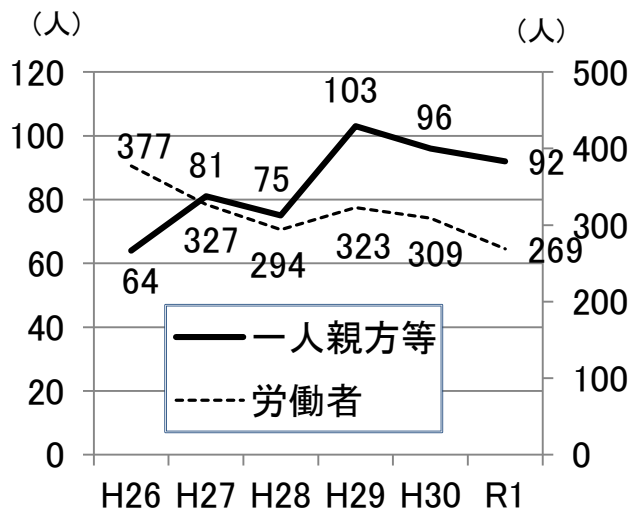
・現場への巡回指導(令和元年度～)

令和2年度実績:2,066現場

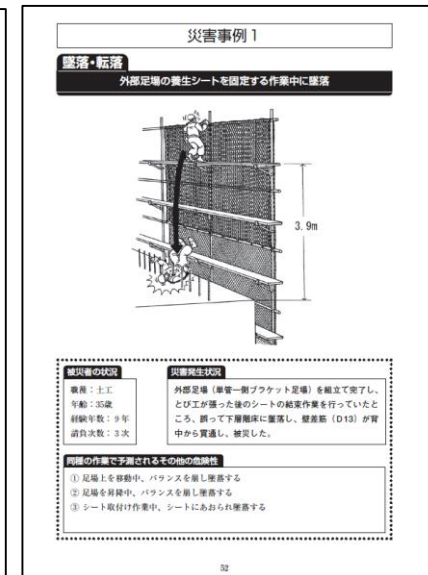
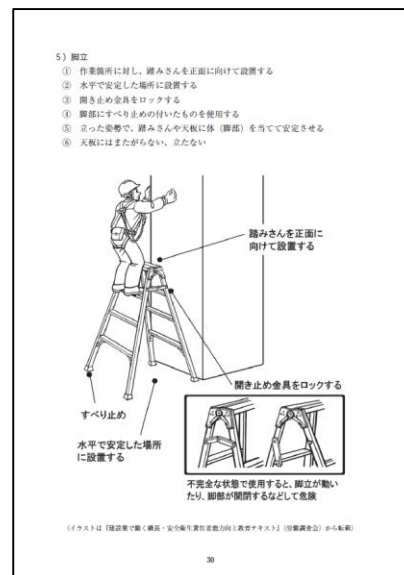
令和3年度(予定):年間2,400人日(指導員の活動)

※上記に併せて、①一人親方に対する安全衛生教育用テキストの作成、②一人親方向けに、安全衛生対策のポイントをまとめたパンフレット(10万部)の作成・配布

《一人親方等の死亡災害発生状況》



《安全衛生教育用テキスト》



- ・一人親方に多い作業内容での安全のポイント
- ・一人親方が発生させる可能性が高い災害事例などを掲載

高度な安全機械等の導入の支援

(1-15関係)

- 近年の技術の進展に伴い、事故の防止をサポートする様々な技術開発が行われている。
- 産業現場の車両系機械等においても、高度な安全機能を有する機械等(高度安全機械等)の開発が進められているが、これらの中でも特に労働災害の防止に有効な機械等の活用を推進していくことにより、労働災害の減少が期待される。
- しかし、資力の乏しい中小企業においては、これらの導入は困難であることから、中小企業に対し、これらの導入に要する費用の一部を補助する。

建設業労働
災害防止協会

補助金
補助率1/2

高度安全機械等
導入事業者
(中小企業)

・高度な安全機能を有する機械等を指定

指定された対象機械等を導入する事業者を審査の上、交付決定

補助対象の費用

高度安全機械等を導入するために要する費用

高度な安全機能を有する車両系機械等(上限200万円の1/2)



騒音障害防止ガイドラインの改正

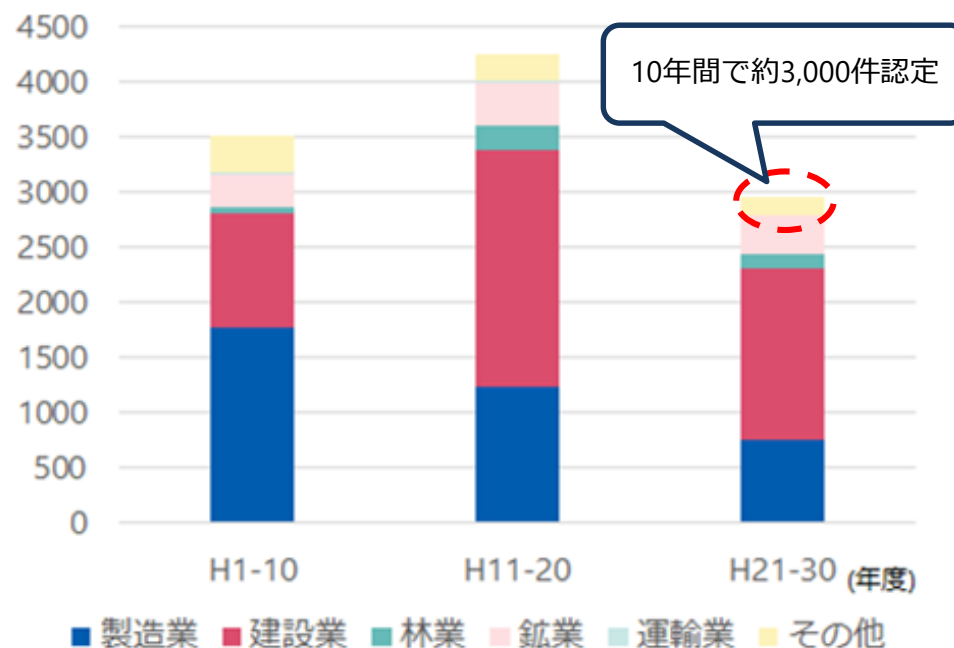
(2-4関係)

厚生労働省では、1992年にガイドラインを定め、騒音障害の防止に努めているが、「騒音性難聴」は、建設業を中心に未だ後を絶たない。

統計からみた騒音性難聴

騒音障害防止のためのガイドラインが制定されて以降、製造業を中心に騒音性難聴による労災新規認定者数は減少傾向にあるものの、全産業で未だ毎年約300人の発生が見られる。また、全産業に占める建設業の割合が最も大きく、4 - 5割に達している。

騒音性難聴による労災新規認定者数の推移



出典：検討会資料 1 - 5 /H21-30の業種別は、H28-30の調査から推計

騒音障害防止ガイドラインの改正

(1-12関係)

- 1992年に制定された現行ガイドラインは、ハイリスク作業場を具体的に列挙し必要な対策を網羅している。等価騒音レベル85dB(A)以上となる可能性のある作業場に対する措置を定めているが、次のような課題がある。

1. 対象作業場について

- 別表第1/別表第2に掲げる60の作業場のいずれかを有する事業者のみが対象。
- 1980年ごろまでに把握されたハイリスク作業場(等価騒音レベル85dB(A)以上となる可能性が高い作業場)に限定されている。
- 製造業の作業場が特に多く含まれているなど、業種に偏りがある。



2. 騒音レベルの把握について

- 騒音レベルの測定が行われていない作業場が多く存在する。
- 屋外作業場や移動作業では、定点測定による騒音ばく露レベルの把握が困難な場合がある。



3. 聴力検査について

- 一次検査における聴力検査で、軽度の聴力低下を把握しきれない可能性がある。
- 二次検査における聴力検査で、難聴の初期兆候を正確に把握できない可能性がある。



健康診断

4. 騒音防止用保護具について

- 騒音防止用保護具の選定、着用に関する基準が明確でない。
- 2020年に見直された聴覚保護具に関するJISに対応していない。



令和4年度にガイドライン改正予定

最高裁判決を踏まえた一人親方等の保護に関する法令改正について

(2-8関係)

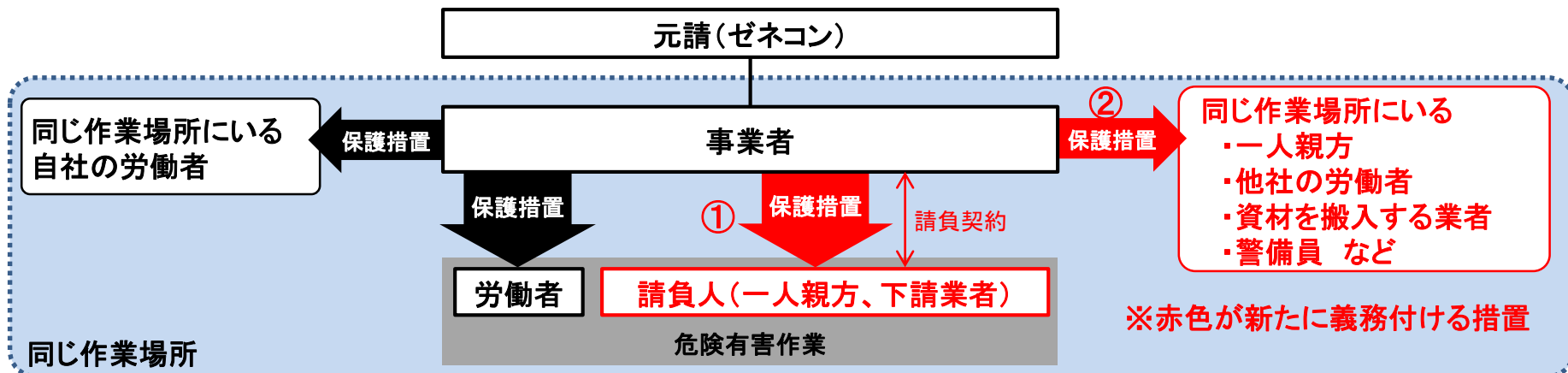
省令改正の基本方針

○ 建設作業で石綿(アスベスト)にばく露し、肺がん等に罹患した元労働者や一人親方が、国を相手取り、規制が十分であったかが争われた「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。これを踏まえ、同条に基づく省令の規定について、以下の方針で改正した。

危険有害な作業を行う事業者は、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業を請け負わせる場合は、請負人(一人親方、下請業者)に対しても、労働者と同等^(※)の保護措置を実施すること。
- ② 同じ作業場所にいる労働者以外の者(他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない)に対しても、労働者と同等^(※)の保護措置を実施すること。

(※)事業者は、一人親方等に対して指揮命令関係にないことなどから、同一の措置は困難な場合、それに代わる措置を求めることとする。



○ 安衛法第22条に基づいて規定されている計11の省令(石綿障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則など)を改正した。

保護対象の見直し

(2-8関係)

改正方針の具体的内容

① 危険有害な作業を請け負う請負人(一人親方、下請業者)に対する保護措置の主な内容

| | 労働者に対する措置 (現行法令の規定内容) | 請負人に対する措置 (新たに追加する規定内容) |
|-----------------|--------------------------|--------------------------------------|
| 有害物の発散防止の装置等の稼働 | 作業中に稼働させる義務 | 請負人のみが作業する時も稼働させる、 使用を許可する等配慮する義務 |
| マスク等の保護具の使用 | 保護具を使用させる義務 | 保護具の使用が必要である旨を周知 する義務 |
| 安全確保のための作業方法の遵守 | 作業方法を遵守させる義務 | 作業方法の遵守が必要である旨を周 知する義務 |
| 作業終了時の身体の汚染除去等 | 汚染を除去させる義務 | 汚染除去が必要である旨を周知する 義務 |

請負人に指揮命令は
できないため周知義務

② 同じ作業場所にいる労働者以外の者(一人親方など)に対する保護措置の主な内容

| | 労働者に対する措置 (現行法令の規定内容) | 同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する措置 (新たに追加する規定内容) |
|----------------|--------------------------|---|
| 危険箇所への立入禁止 | 立入を禁止する義務 | 立入を禁止する義務 |
| 特定の場所での喫煙・飲食禁止 | 喫煙・飲食を禁止する義務 | 喫煙・飲食を禁止する義務 |
| 危険性等に関する掲示 | 掲示して知らせる義務 | 掲示して知らせる義務 |
| 事故発生時の退避 | 退避させる義務 | 退避させる義務 |

- 上記内容の省令改正案については、1月31日の労働政策審議会安全衛生分科会で答申が得られたことから、令和4年4月15日に改正省令を公布したところであり、令和5年4月1日に施行予定。